

令和7年度 下田市生活習慣病等重症化予防業務仕様書

1 目的

下田市（以下委託者）は、下田市国民健康保険特定健康診査受診者のうち、医療機関の受診が必要だが、受診していない人に対して、受診状況の確認のため通知または電話による勧奨を行い、確実に受診へつなげることにより重症化予防と医療費適正化を図る。

2 対象者及び事業の実施方法・内容

健診結果から血圧、LDL コレステロール値、HbA1c 値において受診基準値に該当する者へ文書で医療機関への受診勧奨を行い、未受診の者については電話で受信勧奨をする。

（1）対象者（予定対象者：100名）

健診データ、レセプトデータを分析し、抽出した対象者について、委託者と受託者で協議し通知する対象者を選定する。なお、精神疾患、悪性新生物、難病に罹患している者、特定保健指導対象者は除外する。

抽出については、医療行為と診療点数・調剤点数を正確に紐づける分析を行うこと。

- ・ I～Ⅲ度の高血圧の者
- ・ LDL コレステロール値 140mg/dl 以上の者
- ・ HbA1c6.5 以上の者

（2）実施方法

選定した対象者へ書面による医療機関への受診勧奨を行い、健診後5ヶ月間のレセプトを確認し、医療機関への受診の有無を確認する。確認できない者へは電話による受診勧奨を行う。

（3）通知作成及び発送業務

選定した対象者に対して、効果的な通知物を作成し、対象者に発送する。A4 両面カラー印刷を想定しているが、委託者と相談の上、変更は可能であること。また、通知の校正は3回程度とする。

内容は、なぜ医療機関への受診が必要なのか、生活習慣病を放置するとどのようなリスクがあるのか等についてわかりやすくまとめたものとする。発送時期は委託者と協議の上、決定する。

（4）電話による受診勧奨対象者のリスト作成業務

書面での通知後、医療機関への受診を確認できない対象者について、特に指導が必要と判断される優先順に、電話勧奨対象者リストを作成する。

(5) 電話による受診勧奨について

架電は本人につながるまで、曜日と日時を変えて3回実施する。電話が不通の場合も1回実施したものとみなす。また架電した日時、ヒアリング内容を記録して報告すること。

(6) 実施体制

ア 本事業の保健指導に従事するスタッフとして、専門的な医療・健康指導関係等に精通した者（看護師、保健師、管理栄養士の資格を有した者）を配置すること。

イ 医療行為と診療点数・調剤点数を正確に紐づける分析を行った実績を、過去3年以内（令和4年4月以降）に有すること。

(7) 委託者と受託者との打ち合わせ

進捗状況を確認し、短期でPDCAサイクルを回し、事業の効果を高めるために、委託者と受託者との打ち合わせを3回以上実施する。

3 データの提供について

(1) データの提供は、原則として、LGWANを通じて提供するものとする。

(2) (1)の運用ができない場合は、受託者が指定するセキュリティの担保されたファイル共有サービス、または追跡可能な配送サービス（レターパック、書留、特定記録郵便、ゆうパックなど）の利用により、委託者と受託者の間でデータの授受を行う。

(3) (1)、(2)とも運用ができない場合は、委託者と受託者にて協議の上、個別に提供方法を決定する。

4 委託期間

契約日から令和8年3月25日まで

5 事業の報告書について

令和8年3月25日までに、事業実施による効果を検証し、報告書を作成し、委託者に提出すること。

6 個人情報の保護について

(1) 受託者は受託業務に関して知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。また、この業務終了後も同様とする。

(2) 受託者は、個人情報を委託者の支持する目的以外に使用してはならない。また、この業務により知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。

- (3) 受託者は、この業務を実施するため個人情報を複製する場合は、委託者の許可なく複製してはならない。委託者の許可を受けて複製したときは、事業終了後に委託者に返却しなくてはならない。
- (4) 受託者は、ISMS 認証かつプライバシーマークを取得していること。

7 その他、仕様書に記載されていない事項について

業務を実施するにあたり、この仕様書に定めていない事項について検討が必要な場合は、随時、委託者と協議の上決定し、業務の実施に支障が出ないようにすること。

別紙 受託者に提供するデータ

(1) レセプトデータ

医科・調剤のレセ電コード情報ファイル CSV データで、厚生労働省の「オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様」に規定するフォーマット仕様に則ったものとし、次のファイルとする。

- ・医科・・・「21_RECDEINFO_MED. CSV」
- ・D P C・・・「22_RECDEINFO_DPC. CSV」
- ・調剤・・・「24_RECDEINFO_PHA. CSV」

(2) 健康診査データ

- ・健康診査受診者 CSV ファイル・・・「FKAC131」
- ・健康診査結果等情報作成抽出（健診結果情報）ファイル・・・「FKAC163」
- ・健康診査結果等情報作成抽出（その他の結果情報）ファイル・・・「FKAC164」

(3) 被保険者データ

- ・国保総合システム 特定健診等被保険者データ・・・「KD_IF015」

(4) 外字フォント

- ・外字フォントファイル・・・「EUDC.tte ファイル」

※委託者にて外字フォントファイルの提供が難しい場合は、氏名はカナ氏名を記載する等、受託者と協議の上決定するものとする。

(5) その他業務実施の上で必要なデータ

業務を実施する上で、本紙に定めのないデータが必要になった場合、委託者、受託者にて協議の上、提供する。